

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	松阪市図書館の自習室の空調について	<p>お忙しいところ失礼致します。 いつも松阪市図書館の自習室を利用させて頂いております。 静かに勉強できる場があり、とてもありがたいのですが、このところ、とても暑いです。 先日は熱中症なのか、とても体調が悪そうな方を見かけ、気の毒でした。 受付の方に温度を下げるをお願いをしましたが、「1時間に一回見回りをしていますので。」と答えられました。 「暑くなかったですか？」と尋ねたら、「あー、暑かったですね。」と言われ、「でも28℃に決まっていますこれ以上下げられない。」との返答でした。 挙げ句の果てには、「そんなに暑いなら早く下げると言いに来たら良いじゃないですか。下げられませんけど」と吐き捨てられました。 職員さんの対応は良い気分ではなく、改善をお願いしたい点ではありますが、一番お願いしたいのは設定温度についてです。 施設の設定温度があるのは重々承知しているのですが、部屋内は明らかに30℃を越えています。 日光が入ることもあり、実際の気温と、エアコンの設定温度には大きな違いがあります。 エアコンの設定温度をもう少し下げるか、せめて「部屋の温度計が〇℃」など、基準の見直しをお願いしたいです。 最近熱中症アラートも出ており、危険な暑さです。 図書館は老若男女、たくさんの方々が利用するので、市民の健康のためにも、どうかご検討のほど宜しくお願い申し上げます。 松阪市職員の皆様も、厳しい暑さが続きますのでくれぐれもお身体に気をつけてお過ごしください。</p>	<p>松阪図書館の空調に関しましてご不快な思いをさせてしまい申し訳ございません。エアコンの温度設定につきましては、原則、市の全庁的な方針から室温を28℃に保つように温度設定しておりますが、熱中症対策といたしまして、温度管理については温度を見て上げ下げし、早めにロールカーテンを閉めるなど可能な限り対応をしております。 また、職員による不適切な対応があったとのこと、重ねてお詫び申し上げます。今回のご指摘を受け職員への指導を徹底するようにいたします。 松阪市といたしましては、今後このようなご迷惑をおかけすることのないよう、職員一同誠心誠意努力をまいるとともに、今後とも利用者の皆様のご期待に応えられるよう尽力する所存ですので、図書館事業に対するご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。</p>	<p>生涯学習課 電話：53-4396</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
2	鈴の森公園横の駐車場について	<p>鈴の森公園横（図書館横）の大きな駐車場の件ですが、夜になるとマンション近くが車が結構とまっているのが以前から気になっていました。</p> <p>最近、その近くのマンションの方で車を購入した方が公園の駐車場に置く…という事を耳にしました。</p> <p>夜の沢山の車はマンション住民の方なののでしょうか？</p> <p>あの駐車場は市のものではないのでしょうか？</p> <p>それを許し続けているのでしょうか？</p> <p>市のものでしたらしっかり管理をしていただきたいです。</p> <p>宜しくお願いします。</p>	<p>鈴の森公園横(図書館横)の駐車場に関しましては、松阪市の3課による合同の所有で、現在午後11時から午前8時30分まで駐車場出入口に施錠をしております。また、出入口には「利用者以外の駐車をお断り」する旨の注意看板を掲げて管理を実施しているところです。</p> <p>しかし、〇〇様のご指摘のように、周辺の方が個人の駐車場のよう利用されているということであれば、それは目的外使用ということになりますので、管理者としても事実確認を行い、駐車場にルール等の張り紙、巡回パトロール等の実施、目的外での駐車に対する警告等、必要に応じて適切な処置を講じていきたいと考えています。</p> <p>今後もお気づきのことがあれば気兼ねなくおっしゃっていただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>この度は、情報提供誠にありがとうございました。</p>	<p>市民文化会館 電話：23-2111</p> <p>土木課 電話：53-4167</p> <p>生涯学習課 電話：53-4396</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	三十三銀行アリーナの駐車場の人による場所取りについて	<p>7月22日にアリーナのトレーニングルームを使用するため駐車場に車を止めようとした際に母娘に「ここに車を停めるのであなたの車を停めないでください。」と言われ、駐車することに対しての妨害行為を受け、車を停めることができませんでした。公共施設の駐車場は先着順や公平な利用をすることが優先されると思います。</p> <p>三十三銀行アリーナの職員は問題に思っていなかったようですが、このようなことが続くのであれば公共施設の利用者に不利益が生じます。したがって公共施設の公平な利用を担保するため駐車場における人による場所取りを禁止する注意喚起もしくは駐車場に警備員の配置をお願いいたします。</p> <p>仮に、法や条例で個人が公共施設の場所取りを認める根拠があれば教えていただきたいです。</p>	<p>三十三銀行アリーナ前駐車場は、競技場利用の大会関係者だけでなく、トレーニングルームや卓球室、武道室などを利用される方にも駐車していただいております。特にこの時期は、流水プールや高校野球なども重なり、利用者が多くなる傾向がございます。限られた広さの駐車場でございますので、皆様到着された順に駐車していただいております。今回のような人による場所取りや、私物を置く場所取りの行為は認めておりません。今後このようなことがございましたら主催者に注意しますので、三十三銀行アリーナ事務所に一報ください。</p> <p>なお、大会や行事の規模によりまして、来賓用駐車スペース等を確保する必要がある場合がございます。その場合は、カラーコーンを置く、警備員を配置するなどを主催者に依頼しておりますのでご了承下さい。</p> <p>今回のご意見につきましては職員全員で情報共有し、より良い環境を提供できるよう努力してまいりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>中部台管理事務所 電話：26-7155</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	自転車のヘルメット着用について	<p>今年春から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されましたが、市役所は職員の着用についてどのように取り組まれているのですか？</p> <p>市民の鑑である市職員さんは全員着用されていますよね？</p> <p>職員さんのおおよそのヘルメット着用率を教えてください。</p> <p>また、努力義務を果たすために市役所としてどのようなことをされているのか教えてください</p>	<p>本年4月1日から改正道路交通法の施行により全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用が努力義務化されました。今回お問い合わせをいただきました松阪市役所の職員に対するヘルメット着用についての取組みですが、職員に対しては、改正法が施行される前の本年3月に当該法改正の内容を周知するとともに、勤務時間外においても自転車運転時のヘルメット着用を推奨いたしました。また、職員に対して実施する安全運転研修や交通安全研修においても自転車の運転ルール及びヘルメット着用の努力義務に関する説明を行っています。なお、勤務時間中に市の業務で自転車を運転する必要がある際には、全ての職員にヘルメット着用を義務付けております。</p> <p>また、職員のヘルメット着用率については調査を実施しておりません。努力義務化となった4月初旬は、ヘルメットの在庫不足によりヘルメット着用に対応できなかった面もございましたが、最近では徐々に着用する職員が見受けられてきております。引き続き、全職員に対しまして、ヘルメット着用を推奨していきたいと考えております。</p> <p>市役所としての周知等の取組みでございますが、まずは、令和5年2月に「広報まつさか」と、市ホームページで改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用が努力義務化されることを周知するとともに、幼児から高齢者までの全世代を対象とした「とまとーずの交通安全教室」や、三重交通路線バスの車外看板広告を活用し、同様の周知を図っているところでございます。</p> <p>さらに、5月11日から20日まで実施された「春の全国交通安全運動」時には、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底を運動の重点目標の1つとして、松阪警察署、松阪地区交通安全協会などの関係機関と連携し、大型商業施設などで啓発活動を実施いたしました。</p> <p>今後におきましても、自転車ヘルメット着用の推進に向けて、市のイベント時や、SNSを活用した啓発活動を継続してまいります。</p>	<p>地域安全対策課 電話：53-4061</p> <p>職員課 電話：53-4331</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	松阪市内の児童生徒の読書環境の件	<p>1 小中学校の件</p> <p>①全校に司書及び司書教諭の配置状況</p> <p>②上記人材未配置の学校の読書指導は？</p> <p>③小中学校の児童生徒一人当たりの年間予算は？</p> <p>④電子図書の蔵書状況は</p> <p>⑤小中学校の生徒向の新聞配置状況は 又子供向け英字新聞配置状況は</p>	<p>まず、松阪市立小中学校の司書及び司書教諭の配置状況について回答いたします。</p> <p>小中学校における司書の配置状況につきましては、市の会計年度任用職員2人、業務委託14人の合計16人を全校に配置しており、基本的には小学校には月2～3回程度、中学校には週1～2回程度派遣しております。</p> <p>また、学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として司書教諭を学校に置くこととしており、全校にわたって司書教諭の有資格者を配置しております。また、学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置くことと定められておりますが、本市では12校の小学校と7校の中学校が該当いたします。</p> <p>小中学校の児童生徒一人当たりの年間予算についてですが、令和5年度学校配当予算における児童生徒一人当たりの年間予算は、小学校1,436円、中学校1,462円となっております。なお、学校配当予算において電子図書の整備はしておりません。</p> <p>児童生徒向けの新聞配置状況と子ども向け英字新聞配置状況についてですが、新聞の購読状況は、学校によって異なりますが、日刊紙で1～2社、保健ニュースなどその他新聞は全ての学校が購読しております。閲覧方法につきましては、学校図書館への配架、学校掲示板への掲出などその方法はさまざまですが、児童生徒が閲覧しやすいよう工夫しているような状況でございます。また、学校配当予算での子ども向け英字新聞の購入は見受けられませんでした。</p>	<p>教育総務課 電話：53-4381</p> <p>学校教育課 電話：53-4388</p> <p>学校支援課 電話：53-4387</p> <p>生涯学習課 電話：53-4396</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	松阪市内の児童生徒の読書環境の件	<p>⑥読書指導を重視 学校の取組例は たとえば全校一定時間読書（10分でも） 又生徒向けの読書コンクールへの参加P T A 協力のもと読書会 e t c</p> <p>⑦松阪嬉野図書館と学校図書室活動の交流は</p>	<p>読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力豊かなものにし、人生をよりよく深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。朝の読書や読書チャレンジの取組、青少年読書感想文全国コンクールへの参加など、日頃から学校全体で読書活動の充実を図っております。また、読書ボランティアや図書館司書を活用した読み聞かせや、ブックトーク活動、さらには、「ビブリオバトル」というゲーム感覚の書評合戦など、子どもたちの読書活動への意欲を高める取組を行っている学校もございます。</p> <p>最後に、学校の図書室と図書館との交流については、各学校へ団体貸出という形で図書館の本を一校あたり約50冊程度一定期間貸出しております。団体貸出の効果としては、学校では購入できない本や専門性の高い本を貸し出すことが可能となることで、読書活動推進の向上に寄与できると考えております。また、司書の研修を主に松阪図書館にて定期的に行っており、情報共有を行うと共に学校の図書室の環境向上等に係る知識を身につけております。</p> <p>松阪市教育委員会としましても、子どもたちの読書がより充実したものになるよう、学校・家庭・地域と連携して、読書教育の推進を進めていきます。</p> <p>今後とも、松阪市の教育行政にご理解、ご協力よろしく申し上げます。</p>	<p>教育総務課 電話：53-4381</p> <p>学校教育課 電話：53-4388</p> <p>学校支援課 電話：53-4387</p> <p>生涯学習課 電話：53-4396</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
6	eスポーツの件	<p>標題の件、この1～2年で急速に普及しております三重県でも確か2年前eスポーツ普及の為の民間団体ができ、地域的には名張市内で多く取組まれております。</p> <p>教育現場でもプログラミングの時間とか認知症収容者の介護施設の取組みとか多様な活用されております</p> <p>eスポーツに対する松阪市の基本的考え方、生涯学習、小中の学校現場、福祉施設に対する普及対策等をすでにご検討中とうかがっておりますので、その内容につきお教えいただきたい。</p> <p>尚、松阪公民館の主催した市民大学で取りあげられたと聞きましたが、その回のレジメでもあればよろしくをお願いします。</p>	<p>一般社団法人日本eスポーツ連合によりますと、「eスポーツ」とは「コンピューターゲーム・ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称」であるとのことです。昨年度見直しました「松阪市スポーツ推進計画」では、競技スポーツだけでなく、競うことよりも楽しむことを主としたニュースポーツ等健康増進を目的とした身体活動全般を「スポーツ」と捉え、「e スポーツ」は対象外としています。この考え方は三重県の「第3次スポーツ推進計画」でも同様の扱いとなっています。三重県はこの「e スポーツ」はデジタル社会推進局が担当していますが、本市では明確な担当が確立されていないのが現状です。</p> <p>しかしながら、三重県下において、医療介護・福祉とeスポーツにおける活動事例や県内企業のe スポーツ事業への参入、三重県初のプロe スポーツが2022年2月に発足し、四日市市を拠点に活動するなど、従来のスポーツの枠を超えた広がりを見せています。市内では松阪公民館にてe スポーツの講座が開催されました。（その際の資料を同封いたします。）</p> <p>市におきましても、スポーツと連動したまちづくりを掲げて取り組んでおりますが、この観点からe スポーツをまちづくりとして捉えることには今後も調査研究が必要であると考えています。</p> <p>ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4402</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	補聴器の購入に助成を！	<p>市議会で補聴器の購入に対して助成の請願が満場一致で採択されました。残念ながら本年度に入っても具現化されておりません。条例化していただき制度化を</p> <p>1.目的—高齢者の社会参画の推進を促す(難聴を放置すれば認知機能の低下にも影響)</p> <p>2.助成対象者</p> <p>①市内に住所を有する満65歳以上の人</p> <p>②聴力障がいによる身体障害者手帳の対象者でない人</p> <p>③耳鼻科の医師が補聴器の必要性を認める人</p> <p>④過去に助成を受けていない人</p> <p>の全ての条件を満たしている人 厚生労働省が認定する補聴器の購入に上限3万円を助成する</p>	<p>お手紙を頂いた通り、令和4年9月議会において「加齢性難聴の補聴器助成に対する公的補助制度の創設を求める請願」が採択されたことを受け、当市の「耳の聞こえ」の実態について、「第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」策定において実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を令和5年3月に市内の65歳以上の要介護認定者を除く3,000人に対して実施しました。その質問項目に耳の聞こえや補聴器装着の質問項目を設け、現在、調査研究を進めているところです。</p> <p>なお、他自治体の状況としましては、令和3年7月時点ではありますが、東京都複数の区や北海道など約50か所の自治体で助成制度を実施しています。また、県レベルで補助を実施しているのは東京都だけで、三重県ではまだ検討段階に入っていないのが現状となっております。</p> <p>県内では朝日町と南伊勢町が開始し、県内14市で助成しているところはないという状況ですので、補聴器助成の課題につきましては、先行自治体の取り組みも研究し、市としての助成事業の優先度も考え精査していきたいと考えます。</p> <p>何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>高齢者支援課 電話：53-4088</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	市営住宅の件	<p>標記の件ですが以前、市民の声で市内の市営住宅の現況資料、回答ありがとうございました。又、今後の市営住宅をどうするか資料ぶ厚く全部眼を通せずパブコメできませんでした。本日7/14HKKニュースで岐阜県は公営住宅の個人保証人を不用と報告あり 三重県もその前に実施 他の自治体もその方向ですが松阪市はどうされるのか検討内容を教授いただきたい。市営住宅入居したい高齢者、それも単身者はなかなか保証人がみつかりません、又他自治体では公営住宅事業はいわゆる指定管理者制度に移行がすすんでますが松阪市はどうされるのか できない訳があればその内容</p> <p>もちろん他の事業は多くあり行政が直かつ事業とする歴史的役割は終わったので、但しセーフティネットとしての役割はあり 市はなんでも相談会に注力 公営住宅への人・モノ・カネは令和の市民ニーズに移行されるのか松阪市での役割ではと思います 人口減少、但し世帯数は増加してますが民間事業も縮小の傾向となっております</p>	<p>「松阪市公営住宅等長寿命化計画」のパブリックコメントについての資料のページ数が多すぎるとのご意見でございますが、本市の公共施設等総合管理計画や現長寿命化計画における事業の進捗や成果を反映し、「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）」（平成28年8月 国土交通省住宅局住宅総合整備課編）に基づき策定し、全75ページの資料となったものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>また、連帯保証人については、明け渡し訴訟等、滞納債権について連帯保証人が代わって支払うケースも多く、連帯保証人に迷惑をかけられないとの思いから滞納の抑止力にもなり、緊急連絡先としての役割もあるため、連帯保証人は必要であると考えており、今のところ、廃止の予定はございませんが、三重県内各市町の動向を確認しながら、検討させていただきます。</p> <p>指定管理者制度への移行については、委託する業務の範囲や費用対効果、入居者の満足が得られる行き届いたサービスの提供が可能かなど課題が多く、移行の予定はございません。</p> <p>その他、貴重なご意見をありがとうございました。今後の市営住宅管理運営業務の参考とさせていただきます。</p>	<p>住宅課 電話：53-4163</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	小・中学校再編統合の件	<p>ご承知の通り36小、11中の統廃合に向けた取組みが2年間論議へて本年4月から対象校の関係者に説明がなされ、7月からは住民協を対象とした説明会実施されてみえると思います</p> <p>方針通りですと小学校中心に再編統合数多くでるようです。そこで、先走りますが廃校になる校地校舎の活用をどうするかが注目されます。新聞etcの情報によれば、道の駅、工場、福祉施設、専修学校etcに活用されております。</p> <p>松阪市の場合、他自治体に比し、民主的に利害関係者の声を聞き後世にいくを残すことなく進められており心より敬意を表するものです。</p> <p>特色ある学校香ハダ小、南小大江中は是非存続を。又、複数校を廃止し、新しい学校をつくるのではなく、新しい校舎をもった学校を存続して下さい。</p> <p>あと地の活用について市長部局と連携して計画をしていただくようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>廃校となる学校施設につきましては、お寄せいただいたご意見内でもご紹介いただいているように、先行自治体では道の駅、工場、福祉施設、専修学校など、また、隣接する明和町ではITを絡めた地域交流拠点施設としての活用が図られるなど、その活用方法は多岐にわたります。</p> <p>松阪市では、ご存じのとおり、約2年間にわたる検討を経て、令和5年3月に「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定し、小中学校の活性化に向けた検討を開始しているところですが、当該基本方針の16ページに次のように記載しており、小中学校の活性化を進めるにあたっては、学校施設及び跡地の活用についても併せて検討していくこととしています。</p> <p>『⑦学校施設及び跡地の活用 学校規模適正化が行われた場合、使われなくなる学校施設及び跡地の活用に関する地域の意向やニーズを考慮するとともに、財政面や防災面などを踏まえ、多角的な視点から将来を見通した有効活用策を検討するよう配慮する必要があります。 また、休校後おおむね10年が経過している学校施設についても、同様に検討した上で、速やかに廃校手続を行う必要があります。』</p> <p>検討する際には、学校施設が、子どもたちの学び舎であるだけでなく、避難所、学童保育、地域交流の場など、地域コミュニティの核としての性格も併せ持つことも踏まえ、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を、市長部局と連携しながら展開してまいります。</p>	<p>教育総務課 電話：53-4381</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	<p>松阪市役所内で常設のフードバンクを設置できないか？もしくは、松阪市役所主導でフードバンクを松阪中心部に設置できないか？</p>	<p>1. 早速ですが何故この考えに至ったかですが、コロナ中、新聞にスーパーマーケットでの万引の記事を頻繁に見るようになりました。又、外国籍の方、日本の方も職がありながらも貧しい人が増えました。もうすぐ夏休みですが給食を食べられずお腹を減らすお子さんもいらっしゃるかもしれません。</p> <p>2. 何故「市役所に常設を・・・」というと、市役所には多くの市民が出入りします。又、生活に困った方が集まりがちです。又、外国籍の方専用窓口があります。</p> <p>3. 公共の施設で沢山の人の目につきやすく、情報の発信力の強みがあり食品を持ち込みしやすく、受け取りしやすい環境です。</p> <p>4. 多くの市役所職員さんが働かれ、公平な立場で監視できます。</p> <p>5. 市の中心部にあり、駐車場があり、バス停留所があり、高齢者でも行きやすい場所です。</p> <p>6. 参考にではありますが、東京都目黒区役所ではすでに区役所内にフードバンクが常設されています。</p> <p>7. 岡本町にNPOのフードバンクをされていらっしゃいますが、中心部から遠く、食品を持っていくにも受け取りに行くにも不便です。とても利用しづらいです。</p> <p>以上のことから、松阪市役所内にフードバンクを常設できないか？と考えました。一人でも多くの方が満足のいく食品が手に入りますように熟慮して頂けましたら幸いです。</p>	<p>ご家庭で余っている食料品や民間企業から良質の返品食料品や誤発注品を無償で提供していただき、生活にお困りの方への食料支援として配布する取り組みを松阪市社会福祉協議会がおこなっています。</p> <p>社会福祉協議会においては、市役所近くにある本所および市内の各支所（松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高）で、市民の方や民間企業から提供していただいた食料品を受け取り、生活にお困りの方が相談等で窓口にお越しになられた際に、食料支援として随時配布しており、ご寄付いただいた食料品の数量が多い場合は、支援団体等にもお渡ししています。</p> <p>また、松阪支所においては、ご家庭で余っている食料品を職場や学校等に持ち寄る取り組みや、提供していただいた食料品を棚に置き、食料品を必要とする方が持ち帰ることができる取り組みも行っています。</p> <p>食料支援につきましては、社会福祉協議会の他にも民間企業やNPO団体が既に食料支援の取り組みに参画されており、市としましては、市役所1階に設置されており、生活相談支援センターにおいて生活のお困りごとの相談をお受けする際に、食べ物が無いということであれば、備え付けのご寄付いただいた食料品をお渡しするとともに、必要数が多い場合は、社会福祉協議会やNPO団体等と連携し対応しています。その他生活でのお困り事やお悩み事があれば、相談支援もおこなっているところでございます。</p>	<p>地域福祉課 電話：53-4670</p>

令和5年7月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	空地の草木について (R5.12.25追加)	<p>〇〇町内において長期間草刈り等の管理がなされていない空地があります。 蚊や蜂などの発生で窓を開けられない、野良猫、アライグマ、ハクビシン等の住みかや隠れ家となり、感染症を引き起こす病原菌を持ち込む恐れもあります。 (夜間に活動し住居近辺に糞をするなどの行動が確認されています) また、冬季には枯れ草が火災の原因ともなりかねず、周辺住民は衛生面、健康面、安全面への不安で気が滅入ってしまう毎日です。 これまでに、自治会や住民から市の環境生活部環境課へ対策を要請しましたが、「登記上の所有者に文書を発送したが、返送されてきてこれ以上の対応はできない」と回答をいただいております。 (自治会には令和4年9月14日、住民へは今年6月) 空地の草刈りについては土地所有者の責務において行うものと理解しておりますが、私どもとしては現状では行政に頼るしかありません。 他市においては、「空地に放置された雑草の除去等に関する条例」を制定しているところがあります。 松阪市は、「規制する関係法令がなく、所有者に手紙等で適切な管理をお願いするしか方法がない」と現状を放置するのではなく、 松阪市として、土地所有者に適正な管理を要請できるよう、方策をご検討していただきたく要望いたします。</p>	<p>ご意見賜りました長期間草刈り等の管理がなされていない空地についての市の考えをお答えさせていただきます。 これまでに何度か市環境課にご相談いただいた際には市から所有者に対し適正な管理をお願いした手紙を送付したものの、宛先不明で返送されてきていることをご説明させて頂きました。 これら同等の問題は全国的にも多く発生しており、今後課題となっていくものと考えられます。 このことからいくつかの自治体において、空き地の管理に関する条例等を定め、適正な管理を促すための取組を行っております。 松阪市においても、空地に関するご相談は、日々あるなかで所有者と連絡がつかない、所有者がわからないといった理由から、適正な管理をお願いできず、問題が解決しないといったことがあります。 今後、人口減少により空き地が増えていった結果、管理がされない空き地が増えるのではといった懸念もあり、問題の解決方法として所有者への連絡ができるしくみを考えていく必要があると考え、そのために条例等の制定も視野にいれて、他市などの取組を研究してまいります。 まずはこれらの地域問題を行政としても、地域の方々や自治会等のご協力を賜りながら、解決に近づけるよう丁寧な対応を意識して行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	環境課 電話：53-4066